

総合評価落札方式における評価手法について（案）

1. はじめに

総合評価落札方式の評価手法については、解説資料に記載するもので、国等の調達担当者に対し、標準的な評価手法等（以下「標準評価手法等」という。）を示すものである。国及び独立行政法人等においては、標準評価手法等に従った調達を実施する義務は生じないものの、標準評価手法等に準拠することで、本来、財務大臣に対して必要となる個別協議が省略できるというメリットがある¹。

したがって、解説資料に記載する標準評価手法等については、産業廃棄物に詳しくない他の省庁等の調達担当者でも「わかりやすく」、実際の契約手続においても「簡便」かつ「一般的」となるようなものであることが期待される。

このため、総合評価落札方式の評価手法として現在採用されている手法について、それらの特徴を含め紹介しつつ、産業廃棄物の処理に係る契約に、どのような方法が適当と考えられるか、以下に整理する。

2. 評価手法について

(1) 評価手法について

総合評価落札方式とは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して契約相手方を選定するもので、価格と価格以外の要素（以下「業務要素」という。）をそれぞれ点数化し、比較する契約方式である。比較の方法としては、価格を点数化したものに、業務要素を点数化したものを足しあげる加算方式と、業務要素を点数化したものを価格を点数化したもので割る除算方式がある。

< 加算方式と除算方式 >

加算方式 評価点 = 価格の点数 + 業務要素の点数

除算方式 評価点 = (標準点 + 業務要素の点数) ÷ 価格の点数

除算方式の場合、業務要素が 0 点の場合でも評価し得るようにするため、便宜上、標準点（一般的に 100 点）というものが設けられている。

加算方式、除算方式ともに、価格や業務要素の評価ウエイトを変えることにより、価格に重きが置かれる場合、業務要素に重きが置かれる場合それぞれ可能となるが、膨大な契約件数を処理する上での評価手法ということもあり、概ね、契約行為的な特性に類似性のある事業ごとに、その評価手法が分かれることが確認された。

¹ 財務大臣との包括協議が整った場合には、個別協議が不要となる。

表1 事業ごとの契約行為特性と評価手法の相違

対象事業	契約行為的な特性	評価手法	価格と業務要素の 評価ウエイト(運用事例)
研究開発事業 調査事業	委任契約的な特性強い 委任契約的な特性強い	⇒ ⇒	加算方式 価格：業務要素 1：3 以内 価格：業務要素 1：2 以内
建設工事 自動車の購入・賃貸借	請負契約的な特性強い 請負契約的な特性強い		除算方式 標準点：業務要素 2：1 以内 標準点：業務要素 2：1 以内

表1に示した委任契約的な特性とは、当事者の一方が、法律行為又は法律行為でない事務を委託し、相手がこれを承諾することによって契約効力が発生するもので、「一定の行為」の遂行を目的とした契約のことを指す。例えば、研究開発事業や調査事業などは、業務遂行過程でターゲットとする成果目標が変わることもあり、合理的な理由があれば「解明できない」という成果もあり得ることになり、これらの事業は委任契約的な特性を有するものと整理することができる。このようなタイプの事業については、これまで一般的に契約相手方を選定する場合、受注金額もさることながら、提案内容の技術評価を重要視するケースが多くなっているものと考えられる。

他方、請負契約的な特性とは、当事者の一方が、ある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その契約効力が発生するもので、「当初予定した仕事の完成」の遂行を目的とした契約のことを指す。例えば、建設工事や製造・物品購入のように当初から得られる成果が決められているものがこれに該当するものと整理することができる。このようなタイプの事業については、これまで一般的に契約相手方を選定する場合、受注金額や業務遂行の質の高さを重視するケースが多くなっているものと考えられる。なお、業務仕様書によって得られる成果像が明確に特定されるほど、業務遂行の質に比べ、受注金額が重要視されるようになる傾向がある。

その結果、評価手法としては、価格の点数に業務要素の点数を足しあげる加算方式が、委任契約的な特性の強い研究開発事業や調査事業などに、また、業務要素の点数を価格の点数で除するという価格が基本となる除算方式が、請負契約的な特性の強い建設工事や自動車などの製造・物品購入にそれぞれ広く採用されている。なお、これまでこうした評価方式の採用に伴う特段の弊害は発生していない。

(2) 産業廃棄物の処理の契約の特性

産業廃棄物の処理業務については、産業廃棄物の適正な処分が主目的であって、処分によって発生する資源などの副産物は主目的ではなく、また、それら資源化されるものについても、ある程度想定ができることから、産業廃棄物の適正な処理や資源化される資源物の質の高さが求められるということが出来る。

また、産業廃棄物の処理については、排出される産業廃棄物の種類や量が事前に把握され、かつ、仕様書にも明記されていることが多い²ことから、業務の過程ではなく、業務の成果に責任を負う請負契約的な特性の強い業務であると考えられる。そのため、産業廃棄物の処理に係る契約については、建設工事や自動車購入などと同様の除算方式を用いることが適当と考える。

3. 評価項目について

国が契約する場合、事業の円滑な履行と事業成果の确实性を高めるために、要求する最低限の水準を満たさなければならない項目として必須項目を設け、当該水準を満たしている場合に入札参加資格を与える。また、総合評価落札方式では、事業者の業務遂行能力や技術提案等を業務要素として評価し、その評価に応じた点数（以下「加算点」という。）を付与することとなっている。

(1) 必須項目（標準点）

公共工事の事例等を勘案した必須項目を用いて、入札参加資格の有無を確認する。具体的な評価項目を以下に示す。

- 予算決算及び会計令第70条³、第71条⁴の規定に該当しないものであること
- 平成22・23・24年度競争参加資格⁵（全省庁統一資格）「役務の提供等（建築物管理等各種保守管理）」の資格を有する者であること
- 補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと

(2) 業務要素の点数（加算点）

産業廃棄物の安全・安心な処理の確保に向け、公正な競争の確保を前提に、事業者の環境配慮への取組及び優良基準への適合状況を業務要素として評価するものとする。

産業廃棄物処理業の環境配慮に当たっては、業の形態に応じて評価し得るような評価基準とすることとし、事業者の環境配慮への取組については、収集運搬業者、

² 公益社団法人全国産業廃棄物連合会ホームページ

<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/01/index.html>

³ 契約の適正な履行を確保する観点から、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加できないとしている（欠格要件）。

⁴ 契約の履行に当たり故意に工事や製造を粗雑にしたり、公正な競争の執行を妨げるなどにより、処分を受けたものは一般競争に参加できないとしている（欠格要件）。

⁵ 販売等実績、従業員の数、資本の額、経営の規模及び経営状況により、契約の種類及び契約金額に応じた必要な要件を定めている（積極要件）。

中間処理業者、最終処分業者ごとの環境配慮への取組を加点項目として評価する。
 なお、評価基準の設定に当たっては、既に各種法令や制度等において環境保全施策とし位置づけられた取組など広く取組の推進が求められている事項を基本としつつ、低燃費・低公害車の導入や資源化等の取組の基準としては、この目的が環境保全のより一層の推進を図ることを勘案し、全国平均以上の取組を評価するものとする。

また、優良基準への適合状況については、優良認定制度の優良基準をそれぞれを評価項目とし、優良認定制度による認定を受けている事業者については、さらに加点を実施する。具体的な評価項目及び評価基準（案）を以下に示す。

表2 環境配慮への取組・優良基準への適合状況に関する評価項目及び評価基準（案）

評価項目	評価基準（案）
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	<p>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 23 年 2 月閣議決定）の輸配送に係る判断の基準を遵守していること。</p> <p>エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>上記 については使用実態、取組効果の数値が、上記 ~ については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること</p>
低燃費・低公害車の導入	<p>「低公害車の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成 23 年度）」の貨物自動車（軽自動車を除く）の低燃費・低公害車の導入率が、全国の平均普及率（ %）を超えていること。</p> <p>【低燃費・低公害車】</p> <p>電気自動車（燃料電池自動車を含む）</p> <p>天然ガス自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5 トン以下： 車 ・車両総重量 3.5 トン超：重量車（NOx）車 <p>ハイブリッドバス・トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5 トン以下： 車かつ燃費基準+25%達成車 ・車両総重量 3.5 トン超：重量車 車かつ重量車燃費基準達成車 <p>車両総重量 2.5 トン以下の貨物車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車かつ燃費基準 + 15%達成車 <p>車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下の貨物車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制適合車かつ平成 27 年度燃費基準達成車（デ

評価項目	評価基準（案）
	<p>イーゼル車）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車以上かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車） <p>車両総重量 3.5 トン超の貨物車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスト新長期規制適合車又は重量車 車かつ重量車燃費基準達成車
中間処理業者	
熱回収施設の設置（廃棄物発電及び熱利用）	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条の 3 の 3 に定める熱回収施設設置者の認定を受けていること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 6 第 2 号又は第 3 号に規定する設備を有すること。なお、第 3 号設備を有する場合にあっては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成 23 年 2 月）（環境省廃棄物・リサイクル対策部）」において示された用途を対象とする（資料 4 別紙参照）。</p>
低公害型建設機械の導入	<p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械（超低騒音型建設機械）、低振動型建設機械の導入率が、全国の平均普及率（58%⁶）を超えていること。</p> <p>【対象となる建設機械】</p> <p>一般工事に分類される建設機械（小型バックボウ、バックボウ、トラクタショベル、ブルドーザ、発動発電機、空気圧縮機、油圧パワーユニット、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、クレーン類、土工機械、運搬機械、基礎工事用機械、せん孔機械、整地・転圧機械、コンクリート・アスファルト機械、掘進機械、維持作業用機械、その他）</p>
再資源化率	<p>「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成 20 年度実績）について」（環境省廃棄物・リサイクル対策部、平成 23 年 1 月）の産業廃棄物の種類別の全国の再生利用率（湿ベース）を超えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物のふん尿（96%） ・ 金属くず（95%） ・ 動物系固形不要物（78%） ・ ばいじん（75%） ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（70%） ・ がれき類（95%） ・ 鋳さい（87%） ・ 木くず（75%） ・ 燃え殻（71%）

⁶ 「平成 21 年度建設機械動向調査」（経済産業省、国土交通省）を用いて、超低騒音型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械、排出ガス対策型機器（第 1 次基準値指定機種、第 2 次基準値指定機種、オフロード法適合機種または第 3 次基準値指定機種）の推定保有台数に占める割合。ただし、1 台の機械が複数の指定を受けている場合、各々の項目に計上しているため、過大推計となっている。

評価項目	評価基準（案）
省エネルギー機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物性残さ（63%） ・紙くず（54%） ・廃プラスチック類（48%） ・繊維くず（43%） ・動物の死体（41%） ・廃酸（35%） ・ゴムくず（33%） ・廃油（33%） ・廃アルカリ（32%） ・汚泥（10%） <p>省エネ法に基づく「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」に示された廃棄物処理業の受入供給工程、後処理工程及び総合管理の工程において、少なくとも一以上同指針に示された省エネ設備を導入していること。</p>
最終処分業者	
低公害型建設機械の導入	・中間処理業者に同じ
省エネルギー機器・設備の導入	・中間処理業者に同じ
排水の高度処理の取組 ¹	特定事業場からの排水の排水基準については、河川における希釈性等を勘案し、環境基準の10倍値を基本として設定されていることから、環境基準に近いレベルまで排水を浄化していること。
事業者共通	
環境報告書・環境会計	環境報告書又は環境会計を作成し公表していること
優良適性	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分 ² を受けていないこと。
事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入していること。
財務体質の健全性	<p>直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。</p> <p>直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。</p> <p>産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。</p>

1：評価基準が法令等に基づくものではないが、基準の検討に当たって参考となるもの。
2：特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ～八に掲げる不利益処分のことで、施設の許可取消処分の他、事業の停止命令や、施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等がある。

(参照条文)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (抜粋)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。) において特定不利益処分 (次に掲げる不利益処分をいう。 以下同じ。) を受けていないこと。

イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三 (法第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令【廃棄物処理業の事業停止命令、廃棄物処理施設の改善命令・使用停止命令、不適正処理に係る改善・措置命令】

ロ 法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し【廃棄物処理施設の設置の許可の取消し】

ハ 法第九条の八第九項 (法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。)、第九条の九第十項 (法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。) 又は第九条の十第七項 (法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。) の規定による認定の取消し【再生利用認定・広域的処理認定・無害化処理認定の取消し】

二~八 (略)

表3 特定不利益処分一覧

特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1 廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3、第14条の3 (第14条の6において準用する場合を含む。)
2 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2、第15条の2の7
3 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2、第15条の3
4 再生利用認定の取消し	第9条の8第9項 (第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
5 広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項 (第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
6 無害化処理施設の取消し	第9条の10第7項 (第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
7 廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
8 廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5、第19条の6第1項

法に基づかない条例等による処分は含まない。

4. 評価項目の配点

(1) 標準点と加算点の考え方

除算方式の場合、価格 1 単位当たりの環境性能により評価することから、価格：技術のウエイトによる評価結果への影響はないが、標準点：加算点のウエイトにより、評価結果が異なる。

評価に当たっての標準点：加算点のウエイトは、産業廃棄物の安全・安心な処理の確保が前提になることから、公正な競争の確保を前提に、簡易型又は標準型の公共工事の事例等を勘案して、評価比率を最大でも 2：1 程度⁷に設定することが適当と考えられる。

(2) 評価項目の配点ウエイト例

加算点については「事業者の環境配慮への取組」と「優良基準への適合状況」の 2 つの評価項目から構成する。

表 4 は、「事業者の環境配慮への取組」と「優良基準への適合状況」に関する評価項目ごとの配点ウエイトの例である。前者については、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者の各事業者の評価項目に上限（2 ポイント）を設け、事業者共通の評価項目の 1 ポイントを加え、最大 3 ポイントとした場合の配点ウエイト例、また、後者については、優良基準を満たす場合に、それぞれの評価項目ごとに加点（各 1 ポイント）するとともに、優良基準をすべて満たした優良認定業者については、第三者による認定を受けていることから、その信頼性を評価して、さらに高く評価（さらに 1 ポイント加算）する例を示している。

⁷ 標準点 100 点に対し、加算点の満点を簡易型の場合 10～30 点、標準型の場合 10～50 点をそれぞれ標準的な上限の範囲としている。

表4 環境配慮への取組・優良基準への適合状況に関する配点ウエイトの例

評価項目	ウエイト	評価方法
収集運搬業者	上限 2	
環境に配慮した運転・管理	1	エコドライブ、車両点検の実施状況等により評価
低燃費・低公害車の導入	1	低燃費・低公害車の導入割合により評価
中間処理業者 ¹	上限 2	
熱回収又は熱利用設備	1	発電、熱供給、余熱の有効利用等により評価
低公害型建設機械の導入	1	排ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
再資源化率	1	産業廃棄物の種類ごとの再資源化率により評価
省エネルギー機器・設備の導入	1	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
最終処分業者 ¹	上限 2	
低公害型建設機械の導入	1	排ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
省エネルギー機器・設備の導入	1	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
排水の高度処理の取組	1	排水の高度処理の実施状況により評価
事業者共通		
環境報告書・環境会計	1	環境報告書・環境会計の作成・公表により評価
認定制度への適合 ²	6	第三者による認定を受けている場合その信頼性を評価
優良適性	1	特定不利益処分を5年間受けていないことにより評価
事業の透明性	1	インターネットによる情報公開等により評価
環境配慮の取組	1	ISO14001等EMSの認証を受けていることにより評価
電子マニフェスト	1	電子マニフェストへの加入の有無により評価
財務体質の健全性	1	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価

1：中間処理業者及び最終処分業者については、各評価項目のうち2つを上限とする。

2：優良認定制度による認定を受けている事業者については、第三者による客観的な評価が実施されている点を勘案し、さらに加点することとしている。